

国境封鎖の一部開放措置（現状）

【ポイント】

- 先般5月30日に空路国境封鎖の一部開放に係る措置についてお伝えしましたが、その後、アルジェリア航空以外のフライトを利用する乗客についてアルジェリア航空利用者と同様の措置（宿舎での隔離他）が課されるのか否かについては、今日に至るまでアルジェリア政府及び航空会社から公式には発表されていません。
- 一方、当館が各航空会社等から聴取した情報を通じ把握している限りでは、6月1日以降のアルジェリア航空以外のフライト利用者も、PCR陰性証明書の搭乗時の提示とアルジェリア入国時の提出、及び、政府により定められた宿舎での5日間の隔離（政府手配の車両で空港から宿舎へ直行）が求められ、従来必要とされていた外務省が発行する入国許可の提示は不要となっている模様です。
- なお、欧州からの乗客は入国時に36時間以内のPCR陰性証明を求められたようですが、乗換を要する長距離便利用者の陰性証明書の有効期間については36時間と異なる期間も検討されているようです。この点につき現時点までに正式な発表や通知はありませんが、利用される方は最新状況をご確認下さい
- 以上の措置につきましては、今後変更の可能性もありえますので、今後アルジェリア渡航を予定されている方は、各地のアルジェリア大使館、領事館及び利用航空会社へ最新状況を確認していただくことをお勧めします。今後当館として新たな情報を得た場合には、速やかにお知らせします。

（問い合わせ先）

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>